

一宮市プロモーション動画制作業務仕様書

1 業務名

一宮市プロモーション動画制作業務

2 業務の概要

一宮市の魅力や特徴、様々な取り組みを市外のターゲットへ発信し、交流・関係人口の増加や移住・定住につなげることを目的とした、プロモーション動画を制作する。

3 発信するターゲット

子育て世代をメインターゲットとし、特に以下の要素を全て含む者をコアターゲットとする。

- (1) 20～40 歳代
- (2) マイホーム購入予定者
- (3) 未就学児を育てている共働き夫婦

4 動画の構成

3で定めたターゲットに向けた内容とし、次の動画を制作すること。

- (1) 街中で流れているときに思わず足を止めてしまう、再生時にスキップせず見てしまうような、強い訴求力のある動画とする。
- (2) 別表1の内容に沿った構成とする。
- (3) PR 編、教育編（各5分程度）、及びそれぞれのダイジェスト版（各1分程度）の計4本を制作する。

5 留意事項

- (1) 受託者は動画の完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (2) 出演者は委託者と協議し、一宮市のPRに効果が高い方を人選すること。
- (3) 撮影先の手配、調整は原則として、受託者が行うこと。
- (4) 出演者、制作スタッフ、その他必要とされる人員等との契約、経費の支払い等は受託者が行うこと。ただし、別表1【教育編】にて起用を指定している者についてはこの限りではない。

6 動画の形式等

納品する動画は、以下の形式等で制作されたものとする。

- (1) 解像度・・・1080p (FHD)
- (2) 映像コーデック・・・H. 264

- (3) 映像コンテナ・・・mp4 及び WMV (2種納品)
- (4) 音声コーデック・・・AAC-LC
- (5) 音声チャンネル・・・ステレオ
- (6) 納品媒体・・・DVD (映像コンテナ毎に納品) 5枚
※うち1枚は、DVD 対応のプレイヤーで再生できるものとする。

7 著作権等

- (1) 本業務の実施により完成した動画の著作権その他一切の権利(著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を委託者に無償で譲渡し、著作者人格権を行使しないものとする。また、動画の利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- (2) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

8 その他

本仕様書に疑義が生じた際は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

別表 1

【PR 編】

- ・子育て環境や名古屋等へのアクセスのよさ、自然と調和した環境を盛り込む。

【教育編】

- ・「教育」では、電子黒板など GIGA スクール構想等に向けた環境整備や、全ての生徒が着やすい形を目指した新制服など、楽しく学べる、才能を伸ばせる環境であることを前面に出す。
- ・委託者が指定する「教育」に関する有識者を起用する。